

著作権審議会第1小委員会審議のまとめ(平成11年12月)

著作権審議会第1小委員会では、本年7月以来、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物利用形態の変化や著作権制度に係る国際的動向を踏まえ、当面の著作権法改正事項として、①権利の執行・罰則、②障害者の著作物利用に係る権利制限規定の見直し、③保護期間の延長等という3項目について審議を行い、検討を進めてきた。

その結果、それぞれの課題について、当小委員会として次のように審議結果を取りまとめた。

Ⅲ 保護期間の延長等

(1) 保護期間の延長について

我が国は、昭和45年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の原則的保護期間を著作者の死後50年までとしている。しかしながら、近年における国際的動向を見ると、米国においては昨年成立した改正法において、EU諸国においては1993年10月のECディレティブの採択を受けて、それぞれ保護期間が死後70年に延長されてきているところであり、このような国際的動向との調和を図る観点から、本小委員会において検討が行われた。

保護期間の延長の問題については、保護期間の相互主義により、我が国より保護期間の長い国において日本の著作物が利用された場合、当該著作物は我が国の保護期間だけしか保護を受けることができず、当該国において我が国の権利者が著作物使用料を得る機会を失うのは均衡を欠くことや、保護期間を延長すれば著作者本人の創作意欲の増進につながる等の理由から、延長に積極的な意見がある。

その一方で、多様な著作物を融合したマルチメディアの利用が進展している状況の下で、さらに保護期間を延長することは文化的所産の公正な利用の妨げになりかねないこと、プログラムやデータベースの著作物等は社会全体の技術発展の観点から長期間の保護になじまない場合があること、特許権等他の知的所有権法制における保護期間との均衡を考慮する必要があること、保護期間の延長に先立って権利者団体による著作物の権利情報の整備や権利処理制度の整備が必要不可欠であること、及び現行戦時加算規定の下での更なる保護期間の延長は避けるべき等、延長に消極的な意見も多数ある。

また、保護期間の延長については、著作権とともに著作隣接権の保護期間も延長すべきであるとする意見や、映画の著作物の保護期間を「公表後50年まで」から「著作者の死後50年まで」に改めるべきとする意見等多様な意見があった。

この問題については、欧米諸国の動向を踏まえると、国際的調和の観点から積極的に検討すべき重要な課題であるものの、現時点においては直ちに延長すべきとする結論には至らなかった。今後国際的動向に留意するとともに、保護期間の延長の意義や経済活動に与える影響等を具体的に分析しつつ、引き続き検討を進めていくことが適当と考えられる。